前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇年
その他のもの	一六年
土工設備	五七年
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇年
鉄骨造のもの	四〇年
その他のもの	一五年
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
れんが造のもの	三五年
その他のもの	三〇年
その他のもの	二一年
停車場設備	三二年
電路設備	
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五年
踏切保安又は自動列車停止設備	一二年
その他のもの	一九年
その他のもの	四〇年
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	三〇年
円筒空中線式のもの	四〇年
その他のもの	四二年
鉄筋コンクリート柱	一〇年
木塔及び木柱	一〇年
アンテナ	一〇年
接地線及び放送用配線	一〇年
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五年
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇年
ビチューマルス敷のもの	一三年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇年

れんが造のもの（前掲のものを除く。）	五〇年
石造のもの（前掲のものを除く。）	五〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	四〇年
金属造のもの（前掲のものを除く。）	二五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇年
船舶	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
油そう船	一三年
薬品そう船	一一年
その他のもの	一〇年
総トン数が二千トン以上のもの	一五年
総トン数が二千トン未満のもの	
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇年
カーフェリー	一一年
その他のもの	一四年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
その他のもの	一〇年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八年